

名誉会員の推薦について

名誉会員の推薦については、広く会員から候補者の推薦をお願いしております。

候補者がございましたら下記規定抜粋に従い10月末日までに所定の推薦書と正会員10名以上の署名（自署でなくても可）をもって、会長あてにお申し出くださいようお願い申しあげます。

日本ゴム協会名誉会員推薦規定(抜粋)

(名誉会員)

- (1) 名誉会員は、この法人に対して顕著な貢献をした者の中から、名誉会員推薦委員会の審議を経て、理事会の推薦決定を受けた後、社員総会の承認を得た者をいう。
- (2) 名誉会員は、この法人の民法上の社員に属さない。
- (3) 名誉会員は、次の権利を有する。
 - ①会費の納入を要しない。
 - ②通常総会の懇親会に招待される。
 - ③研究発表会、夏期講座、エラストマー討論会に無料で参加できる。

(名誉会員候補者資格)

名誉会員の候補者は、次のいずれかの一つに該当する者から推薦される。なお、候補者の国籍は問わない。また、年齢は推薦する年の翌年の3月末日とする。

- (1) 前会長で75歳以上の者。
- (2) 副会長、監事、理事、支部長、分科会主査、評議員、委員の経験者であって、通算して、在職10年以上にわたり、それぞれの職務において、大きな実績を残した75歳以上の者。なお、副会長、支部長在職時の理事としての在職年数も加えてよいものとする。
- (3) その他特に推薦に値する実績を残した75歳以上の者。

(推薦手順)

- (1) 名誉会員候補者を推薦しようとする正会員は、10月末日までに推薦書および正会員10名以上の連署（自署でなくとも可）をもって会長に申し出る。
- (2) 会長は、名誉会員候補者の推薦があった場合は、ただちに名誉会員推薦委員会あてに審議を委嘱する。
- (3) 会長の委嘱を受けて、名誉会員推薦委員会は、推薦された候補者について審議し、理事会に上申する。
- (4) 理事会より推薦され、本人の了解を得た名誉会員候補者について、社員総会で承認を得る。

(名誉会員の顕彰)

名誉会員には、総会において推戴状及びバッジを贈呈する。